

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷九十二第

行發日一月一十年四和昭

## 論 叢

營業税に於ける累進課税

法學博士

神戸 正雄

平均生産力説について

文學博士

高田 保馬

我國に於ける生命保險業の首唱と先驅

文學博士

三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士

米田庄太郎

## 說 苑

北米合衆國の農業問題

經濟學士

八木芳之助

景氣變動と日本資本主義の成立

經濟學士

谷口 吉彦

明治政府の貸附金

經濟學士

吉川 秀造

## 雜 錄

漁業についての一管見

法學博士

財部 靜治

徳川時代の商人カルテル

經濟學士

菅野和太郎

獨逸信用組合の近狀

經濟學士

楠見 一正

禁漁制度に就て

經濟學士

岡本 清造

新地租法案の税率

經濟學博士

沙見 三郎

近著外國經濟雜誌主要論題

# 徳川時代の商人カルテル

菅野和太郎

一

既に足利時代から講といふ名を附した團體運動が、始め主として社寺参拜の目的のために發生したが、後には轉じて庶民の金融機關にも亦講といふ名稱を用ひることゝなつた。之即ち頼母子講、無盡講と稱せられるものである。其後徳川時代に至りて商人の同業組合即ち仲間又は組合にも講の名稱を用ひることゝなつたのであつて、例へば江戸積問屋株仲間二十四組の内の一組であつた明神講、嘉永五年大阪の砂糖漬仲間の結合した生徳講及び天保六年大阪の眞鍮吹職一同の取結んだ庚申講の如きは、其の例である。其の中でも明神講の如きは所謂株仲間であつて、其の特段なる特權によつて其の營業上利益する所は蓋し少くなかつた。併し乍ら商人の取結んだ講の内には、かくの如き仲間の

雜 録 徳川時代の商人カルテル

性質を未だ完全に有せず、單に其の營業上の或部分に就いてのみ同業者の協定したところの、所謂企業聯合即ちカルテルなるものも存在した。今徳川時代に商人の同業者が取結んだカルテルに關して、其の資料を一二紹介しよう。

二

紀州若山(今の和歌山のこと)へ持下つた京阪及び江州の呉服商は、既に安永頃から住吉講を成立し、其の若山持下りのことに就いて相互に申合せて、其の營業の發展を圖つた。然るに講なるものが、單に呉服商相互の結合團體にすぎずして、毫も公法的の性質を具しなかつたため、兎角其の定書が彼等から遵守されなかつた。其の結果として其の販賣上に競争生じ、天保頃には明に其の競争の弊害を相互に悟ることになつた。終に天保十三年には再び講を成立して、若山持下りに就きて相互に協定する必要を認め、講名を改めて若菜講となし、定書を更に規定し、其の遵守を誓つ

第二十九卷 七五七 第五號 一三三

1) 社會との關係 196-7頁  
 2) 社寺と社會との關係 927-8頁  
 3) 社寺と社會との關係 (寫本)  
 4) 社寺と社會との關係 (寫本)  
 5) 社寺と社會との關係 (寫本)

て、其の營業に従事することにした。其の定書の全部を掲ぐれば次の如くである。<sup>6)</sup>

定

一 紀州若山吳服持下り之面々安永年中より住吉講と相唱諸事嚴重に申合有之候處年月抑移自然猥々敷相成候儀も有之相互に差支等出来いたし候哉に付今度一統集會申談之上諸事復古兼且講名若榮講と相改則規定左之通

一 従 御公儀様被爲仰出候御法度の條々堅相守可申事

一 紀州若山表吳服仲間業中の外一切取引致問敷候事

一 御得意業中より何事とよらず被申出候事有之候得者聞承候仁早速行事へ申入一統申談之上返答可被致候假令些の儀にても一己の了簡にて執斗致問敷候事

一 御得意業中の内万一期定滞候儀有之候得者其節賣込之多少有無に不拘講内一同打集相談いたし精々離合可申自自然應對付がたく候は、賣込銀高の仁兩人相殘對談可致候尤

一 應對相付候共其引合一同に披露承知の上夫々離合可致候而一存に取引致問敷候萬一心得違候て現銀なと申立取引被致候は、爲詫料金子拾兩也講内積金の内へ可申請候事

一 講内より二人づゝ年替相定行事として年中の諸向相勤可申候事

一 講永續のため壹軒分金拾兩つゝ差出し申置右金子年々之行事兩人預り置月五朱の利銀を以年々春秋兩度講内一同

無不參集會いたし申定之條々精覽いたし相互に疎忽なく可申談候事  
但積金の儀は一年限り元利共次行事へ相渡し可申候事  
一新加入被致方有之候は、前文の通金拾兩つゝ積金可被致候事  
但加入の節披露の爲め一同へ一獻可被差出候事  
一 講内の仁持下り被相止候は、積金さし戻し可申候事  
一 右之條々一同熟談之上申定候處實正也然る上は永々無違失堅相守可申者也  
天保十三年寅正月

若 榮 講

同	京都	近江屋 重兵衛
同	同	帶屋 平兵衛
同	同	菱屋 利兵衛
同	同	伊勢屋 孫兵衛
同	同	近江屋 源兵衛
同	同	丸屋 幾治郎
同	同	山城屋 源兵衛
同	大阪	菱屋 藤兵衛
同	江州	松居 庄右衛門
同	同	松居 嘉兵衛
同	同	稻本 理右衛門
同	同	布屋 善助

同 高田善右衛門  
同 中村甚助  
同 中村治左衛門

元來講は、既に述べたる如く、吳服商の協定によりて成立せるものであるから、其の規定は強制力に至つて乏しかつた。従つて天保十三年後に於ても其の規約に反する行動を採る者續出し、ために安政二年に三度其の規定を左の如く改正して、其の遵守を相互に申合せざるを得ないことになつた。

天保十三年寅正月改正いたし若榮講規定之條々其後無據儀申立定書に相違いたし候事共有之右様面々申立候ては規定も猥々敷相成所詮者諸向之掛合等不都合之儀とも出来候節相互之迷惑にも可相成に付今般又候集會之上及示談候處何分天保度之規定通に立戻り後來如何様之無據儀有之候とも急度條々相守聊も趣意に相背申間敷再び一同規定いたし候然る上者萬一自儘の執斗等被致候方は前條の通詫狀并詫金拾兩急度講内へ預り可申候其節彼是申間敷堅く申定候事一外實は勿論たとひ宿なり共一反の差用も實候事被致間敷候事

一初て持下りの仁者取引被致候共二度目よりは講内に入  
爲致可申候事

雜 錄 徳川時代の商人カルテル

一講内集會之儀春正月六日秋七月十八日兩日とも朝五ツ時より出席いたし可申尤も其年之行事案内之廻文三日前に相廻候事

但會日相定有之上は若其前後とも他國被成候有之候其日繰被成當日決して御不參被成間敷候方一御不參之儀有之に於ては不參料金二百疋講内に御預申候此儀急度御承知被成候事

右三ヶ條は今般申合之上加入いたし其餘は諸事天保度之規定の通相守可申候尤も忘失無之ため別紙にケ條之下書面々へ相渡置候間御國元下向の節に必持參して毎々熟讀被致相互に心得違無之様被致候以上

安政二年卯七月

以上の定書によりて知られる如く、彼等吳服商は、講を成立したと雖も、其の營業全體に就いて協定したのではなく、唯若山に於ける吳服販賣上に就いてのみ申合せたにすぎない。従つて其の同業者結合の目的は、仲間又は組合の如く廣汎なものでもなく、又前に述べたる如く、其の結合力も、仲間の如く強固なものでもなかつたため、若榮講は明に仲間等の所謂同業組合と其の性質を異にして居た。即ちそれは今日の所謂

カルテルの一種であつたと観る方が妥當であらう。又講が仲間と同じ性質のものでなかつたことは、天保十二年の株仲間廢止の令達に講が含まれて居なかつたことによつても知られる。即ち茲に引例した若榮講の如きは、株仲間廢止の翌年早々、一層其の効果を發揚せしむるため、講の定書を改めて制定して居るのであつて、此の事例によりても若榮講の存在が株仲間廢止の令達に毫も抵觸しなかつたことが分る。而して當時若榮講の如き講が廢止されなかつたのは、吳服商達の取結んだ講が、當時存在した株仲間組合等と其の性質を全然異にして居たがためである。換言すれば講は仲間の如く夫程大なる弊害を經濟社會に及すべきものでないといふことが認められた結果である。要するに、吳服商達の成立した講は、今日の所謂同業組合でなく、所謂企業聯合即ちカルテルの一種であつたと見るべきであらう。

大阪の太物・吳服問屋等は相結んで夫れ夫れ仲間を成立して、其の營業の繁榮を圖つたのであつて、例へば木綿問屋には江戸組・油町組・塚筋組・東堀組・北組・上町組・天満組と稱する仲間があつた。<sup>8)</sup>之と同時に各地への持下りに従事したところの太物・吳服商等は別に其の販賣地に於ける販賣上に就いて協定して、其の營業の發展を圖つた。従つて先に引例したところの若榮講に加入した吳服商で、尙他の場所へも持下つた商人は、其の地の持下り商連中の取り結んだ講へも加入したのである。例へば大阪の稻西吳服店及び江州の高田善右衛門が伊豫松山持下り商中合にも参加したるが如きは其の一例である。元來天保年中から松山持下りの吳服商は、其の營業の發展を圖るため、相結んで住吉講を成立したのであるが、前に述べたる如く、講が私の團體であつたため、其の規定が兎角講員によりて遵守されない傾向があつた。従つて萬延元年更に講員集會の上、講員の一致したる行動を採るために、次の如く定書を新にせざるを得なかつた。<sup>9)</sup>

8) 毛綿商舊記(寫本)

9) 檳古錄 86-8頁

豫州下り水續講の儀は去る天保年中固く取結候處其後中絶に相成今般銘々相設の上再講取結候に就ては近來同宿部屋衆中内猥相成寂躰怠り遊興重り日用相次養生杯に申立茶屋長遊興に手慰或は相場事杯に携り既に身上にも相拘り候程の仁多く出来致候に付部家内心切の人より中には異見差加へ候事も有之候得共當時は一鉢の風儀に相成甚以て歎かば敷次第に押移り終には下り方も難出来候儀に付一統打寄及衆評候處先前迄とは違ひ部屋内固め講中絶に及び取締薄く第一重なる古顔に年嵩も無之古顔にて取締異見等も可致仁の内色々不宣風義越有之何等無心得急度致取締一統申合相樂に本人手代の無差別猥々間敷儀は勿論相場事に至る迄萬事心得違等の儀一切無之様致度に付一統相談の上此度取締申合則左に

- 一從御公儀様被爲仰出候御法度の儀は不及申御國法急度相守可申候事
- 一御得意方以實意正路の取引可致事
- 一御得意方の内仕切銀萬一相滞り彼是引合難行届候はゞ右懸合中其御得意先講内一統取引違慮可致事
- 一黙ヶ間敷儀は勿論米相場又は諸事道後遊或は遊藝杯都て風儀不宣儀及見聞候はゞ聊の事たりとも早速省略いたし談合の上及申諭候て相濟儀に候はばたとへ新顔若輩に不拘其節居合候者より急度異見致合可申候萬一不相用候仁

有之候はゞ其御衆評の上手代ならば主家へ早速可致内通候本人ならば相談の上講内相除申候事但し舟中又は外宿にても右躰心得違の儀有之候はば可爲同様事

一講内召遣手代心得違等にて暇出し候者當所へ罷下り候とも講内加入は素より同宿等一切致間敷事

一國方逗留中若病氣差起り又は死去有之候はゞ其節居合の者商賣和休介抱心切世話致し成丈雜費相掛り不申様取計可申候事

- 一講内不寄何事一統立合相談の上萬事取究可致事
- 一諸勸化等何方より申參り候とも一切要申間敷候事
- 一近年猥に相成宿元より爲に相成候儀申入候ても相川候者無之様相成候故此度講内より相頼萬事取極通り宿元爲致承知急度取締り可被致様則ヶ條書相渡置候事
- 一宿元の儀は永年定宿の事故不行届或は猥成儀等有之候はゞ一統相談の上急度及懸合可申候若し一統より申入候儀不承知在之儀候はゞ以來講内一統他家へ宿相替可申事
- 一年内上み下もにて兩度參會致し萬事取究可致候尤も春秋兩度金五十足宛懸金致事
- 一國元に於て講内誠直の仁兩三人取締方致し其仁の差圖一統相背き中間敷事
- 一當講内へ加入の方金二百疋出金爲致並に一統へ振舞の事有之條々此度規定嚴重に取極候上は永年無忘却一統心得違無之様急度相守可申候若し違約の仁有之候はゞ講内相

除同宿相斷可申候爲後證銘々印形仍て如件

萬延元年五月

大阪	稻西屋 庄兵衛
同	和泉屋 保兵衛
同	漆屋 糸兵衛
同	紀伊國屋 金兵衛
同	佐渡屋 孫兵衛
同	近江屋 卯兵衛
同	藜屋 甚之助
同	越後屋 休兵衛
京都	近江屋 太兵衛
江州	高田 善右衛門
同	廣田屋 善藏
同	塚本 久右衛門
同	藤野太郎右衛門
南都	福森 庄兵衛

此の住吉講の規定では、其の持下り商人の風儀のことが嚴重に規定されて居る。此の點に於て其の規定の範圍は前の若菜講よりも廣汎となつて居るが、併し所謂同業組合に比較すれば、其の範圍狭く、且つ其の強制力も餘程薄弱であつたから、住吉講も仲間であつたとは言へず、矢張同業者の販賣に關する結合であつた

と見るべきであらう。

#### 四

以上によりて明なる如く、京都、大阪及び江州の呉服商は、其の各販賣地に於ける相互間の競争を避くるため、結合して夫れ夫れ講を成立し、各自は其の講の規定によりて行動した。従つて彼等呉服商は此の講の成立のために利益すること少からず、延いて其の營業を益々發展せしむることが出来た。併し茲に注意すべきことは、此の呉服商の取結んだ講の加入者の大多數が近江商人であつたことである。由是觀之、近江商人が徳川時代全國到處に呉服類を持下つて、各々成功したといふことは、勿論彼等の商才による所も少くなかつたであらうが、尙彼等が一種のカルテルたる講を成立し、其の講の力によりて、其の商權を確保擴張したことも極めて大であつたことは之を推察するに難くない。